

豊丘ダム発電所 大規模改修工事

要求水準書

令和3年12月

長野県企業局

目 次

1 総 則	1
2 工事概要	1
(1) 工事名称	1
(2) 工事対象地	1
(3) 豊丘ダム発電所の概要	1
(4) 工事の目的	5
(5) 本事業のコンセプト	5
(6) 工事範囲	6
(7) 本工事全般に関する要求事項	7
(8) 工期	10
3 工事に関する要求事項	11
(1) 施設に関する要求事項	11
(2) 更新・改修施設に関する技術提案事項	14
(3) 調査・設計に関する要求事項	15
(4) 工事に関する要求事項	16
(5) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項	18
4 その他	18
(1) 秘密の保持	18

1 総 則

本要求水準書は、長野県企業局（以下「県」という。）が計画する「豊丘ダム発電所 大規模改修工事」（以下「本工事」という。）に関し、本工事の基本的な内容及び県が事業者を求める要求等について定めたものである。なお本工事の仕様は、本要求水準書を基本とするが、事業者の技術提案書の内容が本要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業者の技術提案書が本要求水準書に優先するものとする。

2 工事概要

(1) 工事名称

令和3年度 豊丘ダム発電所 大規模改修工事

(2) 工事対象地

長野県須坂市大字豊丘字乳山

(3) 豊丘ダム発電所の概要

ア 発電所概要

豊丘ダム発電所は、長野県建設部（以下「建設部」という。）が所管する豊丘ダムからの流水の正常な機能の維持及び常時満水位の維持のための放流並びに須坂市水道のために行われる取水に従属するダム式発電所である。

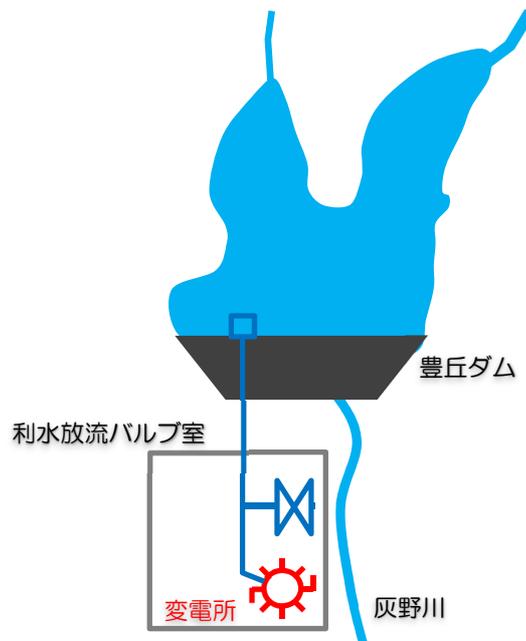


図-2.1 豊丘ダム発電所 概要

表-2.1 豊丘ダム発電所 想定諸元

項 目	諸 元
発電所方式	ダム式
取水位	EL.844.100 m
放水位	EL.782.000 m
総落差	62.10 m
有効落差	61.40 m
最大使用水量	0.40 m ³ /s
最大出力	199 kW
年間可能発電電力量	1,168 MWh

表-2.2 豊丘ダム（建設部所管） 主要諸元

項 目	諸 元
水系・河川名	信濃川水系灰野川
目 的	洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水
流域面積	13.1 km ²
所在位置	左岸：長野県須坂市大字塩野字栃平 右岸：長野県須坂市大字豊丘字乳山
ダム形式	重力式コンクリート
堤 高	81.0 m
堤 頂 長	238.0 m
堤 体 積	294 千m ³
総貯水容量	2,580 千m ³

イ 豊丘ダム発電所の使用可能水量

豊丘ダム発電所の使用可能水量は、豊丘ダム放流量となる。

以下に、至近 10 ヶ年（平成 22 年～令和 1 年）の豊丘ダム実績放流量（発電使用可能水量）流況表を表-2.3、流況図を図-2.2 に示す。

表-2.3 発電使用可能水量流況表

[単位：m³/s]

観測年	最大流量	35日流量	豊水量	平水量	低水量	渴水量	最小流量	平均流量	観測日数
平成22年 (2010年)	1.21	0.60	0.40	0.36	0.20	0.20	0.20	0.37	365
平成23年 (2011年)	2.47	0.78	0.40	0.40	0.28	0.24	0.24	0.44	365
平成24年 (2012年)	2.47	0.40	0.40	0.20	0.20	0.16	0.16	0.32	366
平成25年 (2013年)	2.88	0.52	0.40	0.30	0.20	0.14	0.14	0.34	365
平成26年 (2014年)	1.24	0.58	0.40	0.30	0.25	0.20	0.20	0.35	365
平成27年 (2015年)	2.62	0.51	0.40	0.30	0.20	0.15	0.08	0.36	365
平成28年 (2016年)	2.33	0.40	0.40	0.25	0.25	0.22	0.22	0.32	366
平成29年 (2017年)	6.02	0.89	0.44	0.40	0.28	0.22	0.20	0.48	365
平成30年 (2018年)	3.53	0.51	0.40	0.25	0.20	0.15	0.15	0.31	365
令和1年 (2019年)	8.12	0.70	0.40	0.40	0.30	0.15	0.15	0.46	365
最 大	8.12	0.89	0.44	0.40	0.30	0.24	0.24	0.48	
最 小	1.21	0.40	0.40	0.20	0.20	0.14	0.08	0.31	
平 均	3.29	0.59	0.40	0.32	0.24	0.18	0.17	0.38	

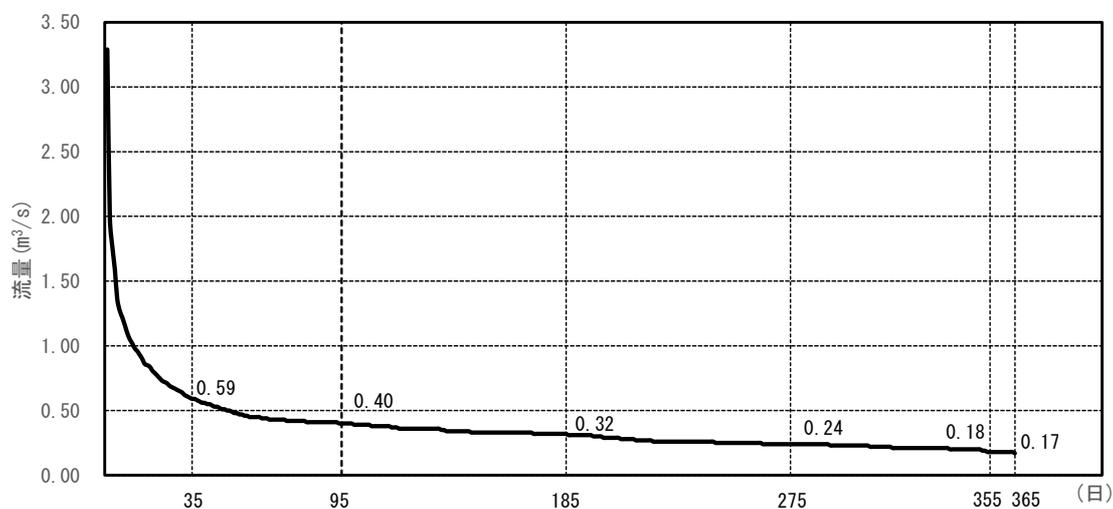


図-2.2 豊丘ダム発電所 発電使用可能水量流況図（10 ヶ年平均）

ウ 豊丘ダムの水位運用状況

至近 10 ヶ年 (平成 22 年～令和 1 年) の豊丘ダム実績貯水池運用を図-2.3 に示す。

本工事の提案時においては、本項で示した水位運用計画及び想定放流期間により最適な設計を行い、電力量の計算を行うこと。なお、発電機の停止率は各社の提案によるものとする。

詳細な水位運用計画の数値は別途守秘義務対象開示資料として提供する。

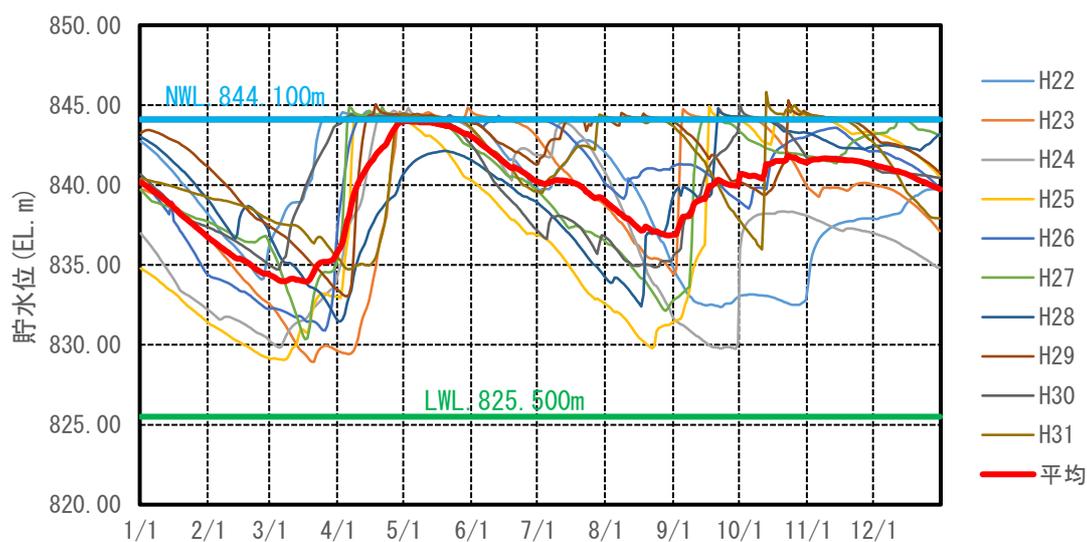


図-2.3 豊丘ダム貯水池運用水位実績

(4) 工事の目的

平成6年に運転開始した豊丘ダム管理用発電所は、ダム水位の変動が大きく既存水車では運用できないダム水位帯があったことから、水資源の有効活用に支障があった。また、令和元年10月に発生した水車故障（軸受温度上昇）により現在まで発電停止状態が継続されていることから、早急な復旧が求められ、建設部から県企業局に移管された。

本工事では、発電設備について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し売電することを想定し、また、長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）により、設計当初から施工者が携わることで、迅速かつ確実な改修計画を立案し、事業コスト縮減、工期・発電停止期間の短縮等を図り、工事の確実な履行を目的とする。

また、改修に合わせて、自立運転機能を有する発電設備とすることで、災害拠点となる発電所及び非常時における豊丘ダムへの電源供給を目指すものである。

(5) 本事業のコンセプト

ア 既存施設の有効活用と最適水車の選定

既存施設の課題と適用水位を考慮し最適水車を選定することで、出力増強及び発生電力量増を狙う。

イ スマート保安を活用した次世代型水力発電所

最新のAI・IoT技術等を用い、保守管理の省力化と保安の向上を両立させた設備を整備する。

ウ 地域連携型により水の恵みを未来につなぐ

将来的には地域マイクログリッドの構想も想定し、大規模停電等の非常時に周辺地域及び豊丘ダム（治水ダム）へ電源供給できる機能を備える。

(6) 工事範囲

ア 工事対象施設

本工事の対象施設（既設）は下表とするが、この範囲を超える更新・改修・補修について事業者の提案を妨げるものではない。

表－2.4 工事対象施設

対象施設（既設）	備 考
水圧鉄管	建設部との共有部分は除く
流量計	流量計
水車	水車、入口弁、補機等
発電機	発電機、補機等
配電盤開閉装置他	配電盤、開閉装置、制御・保護装置、所内変圧器ほか
豊丘ダム管理設備	ダム用受電設備
その他設備	必要に応じた設備改修ほか

イ 工事対象範囲

本工事の対象範囲は下表とする。

表－2.5 工事対象範囲

対象範囲		事業者	県
更新範囲の解体・撤去		○	—
調査・設計		○	—
申請・届出		○※1	○※2
施工	関係法令の諸手続き	○	—
	施工	○	—

※1 申請・届出、関係法令の諸手続きに必要な資料は事業者が作成し、関係機関協議について県の補助を行う。

※2 系統連系に必要となる一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）への負担金等の支払いは県が行う。

(7) 本工事全般に関する要求事項

ア FIT 制度に関する要求

令和4年4月1日より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となる。本工事では改正後の規定に基づき、認定が可能な計画を策定の上、令和5年度中に申請すること及び認定された計画の内容による工事を実施することを原則とする。FIT 認定の取得に当たっては、必要な申請・届出及び関係機関協議に必要な資料の作成を行い、県の要請に応じて関係機関協議に同席し県の補助をすること。

なお、FIT 制度では、FIT 認定の取得日の翌日から2年以内の既存発電設備の廃止、FIT 認定の取得日から7年以内の発電設備の運転再開が求められることを十分勘案のうえ、FIT 制度新設区分の認定に必要な更新・改修計画を策定すること。

イ 河川法の申請手続き

河川法についての手続きは県が行うが、事業者は必要な書類の作成をするとともに、管理権者の了解のもとに協議に同席し県の補助をすること。

ウ 一般送配電事業者との協議、調整、契約締結

一般送配電事業者との接続、電力供給等に関する協議、調整、契約は県が行うが、事業者は手続きに必要な書類の作成をするとともに、県の補助をすること。

エ 関連施設について

豊丘ダム発電所関連施設について、図-2.4～図-2.5 に示す。建設部との共有設備ならびに専用設備が存在するため、表-2.4 で示す施設以外を改修するにあたっては、建設部との協議が必要である。構造物への影響等を調査するとともに必要に応じた補強等により設備の健全性を証明し、建設部の承認を得ること。

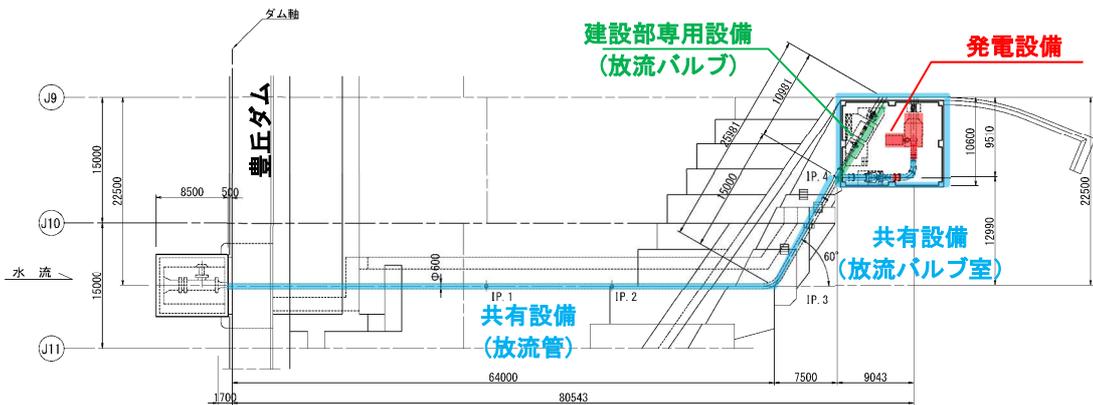


図-2.4 豊丘ダム発電設備他関連設備（平面図）

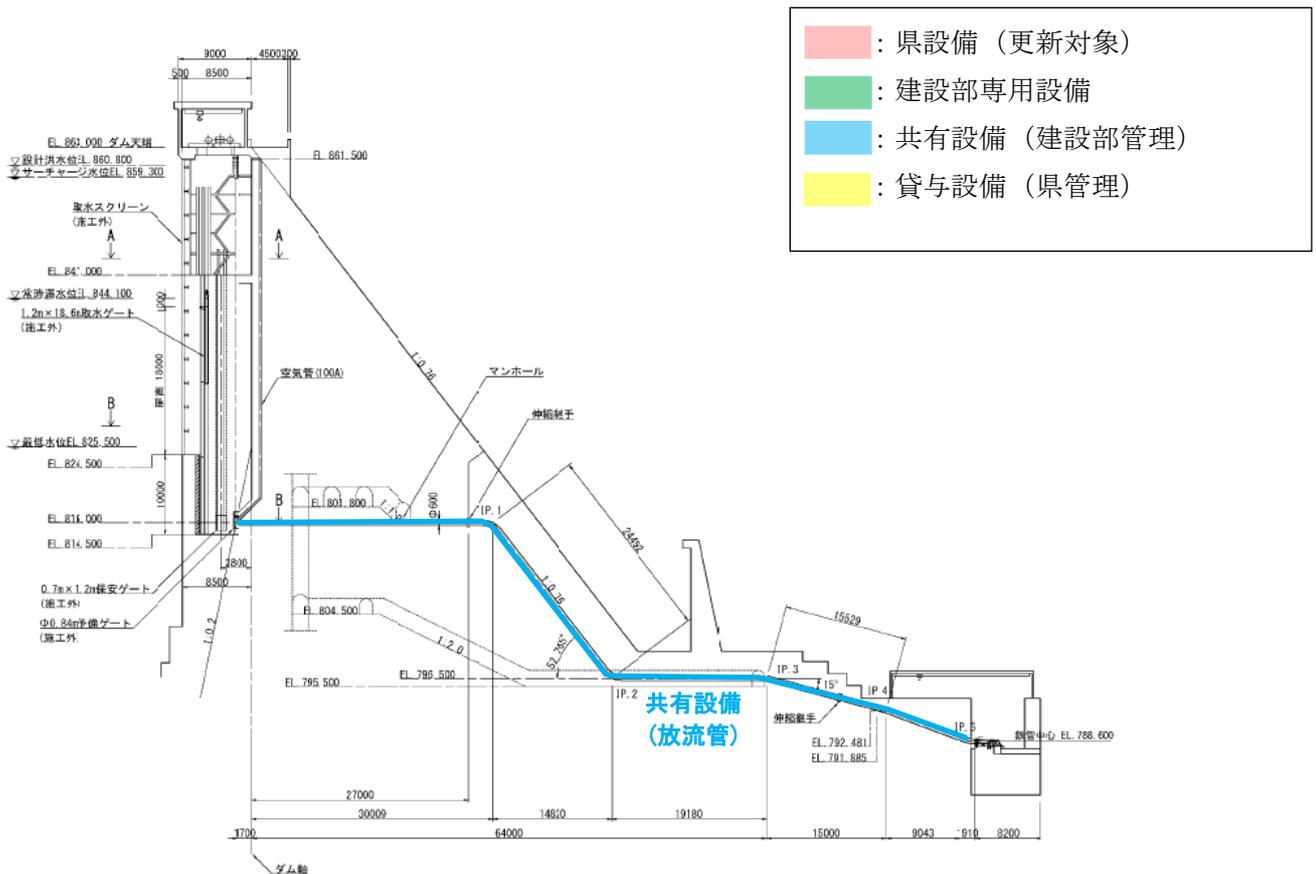


図-2.5 豊丘ダム発電設備他関連設備（側面図）

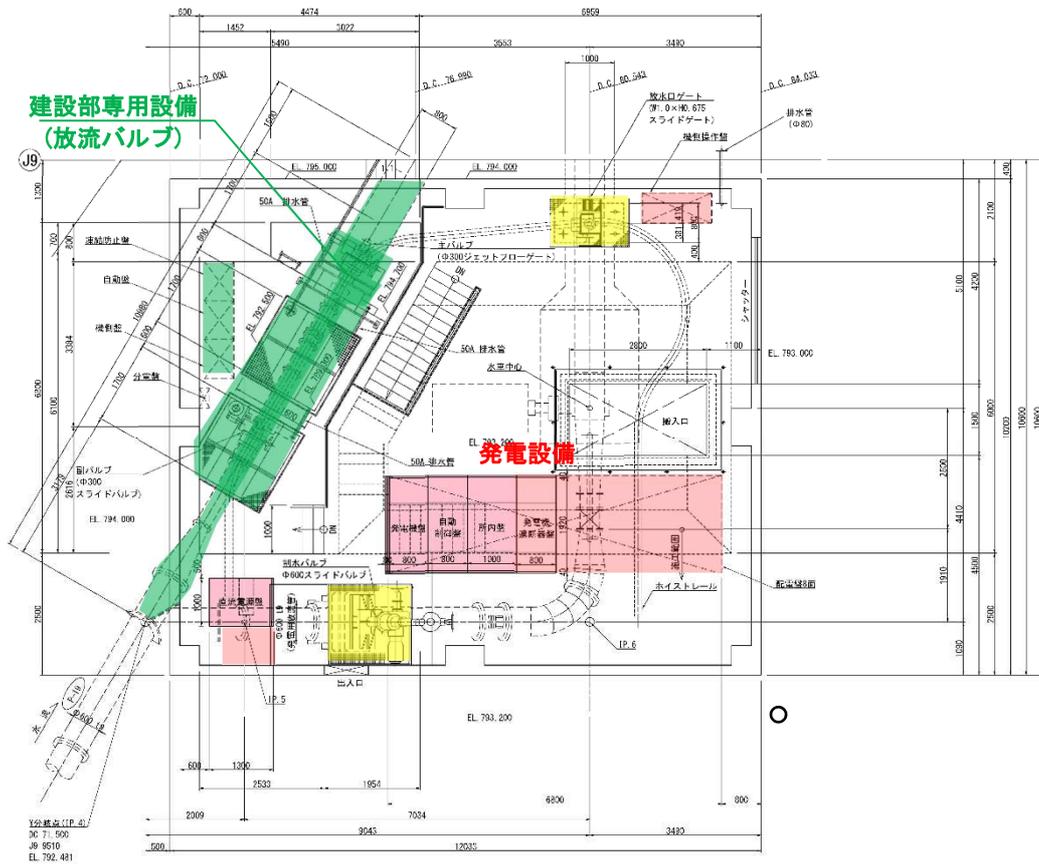


図-2.6 放流バルブ室内関連施設(地上階)

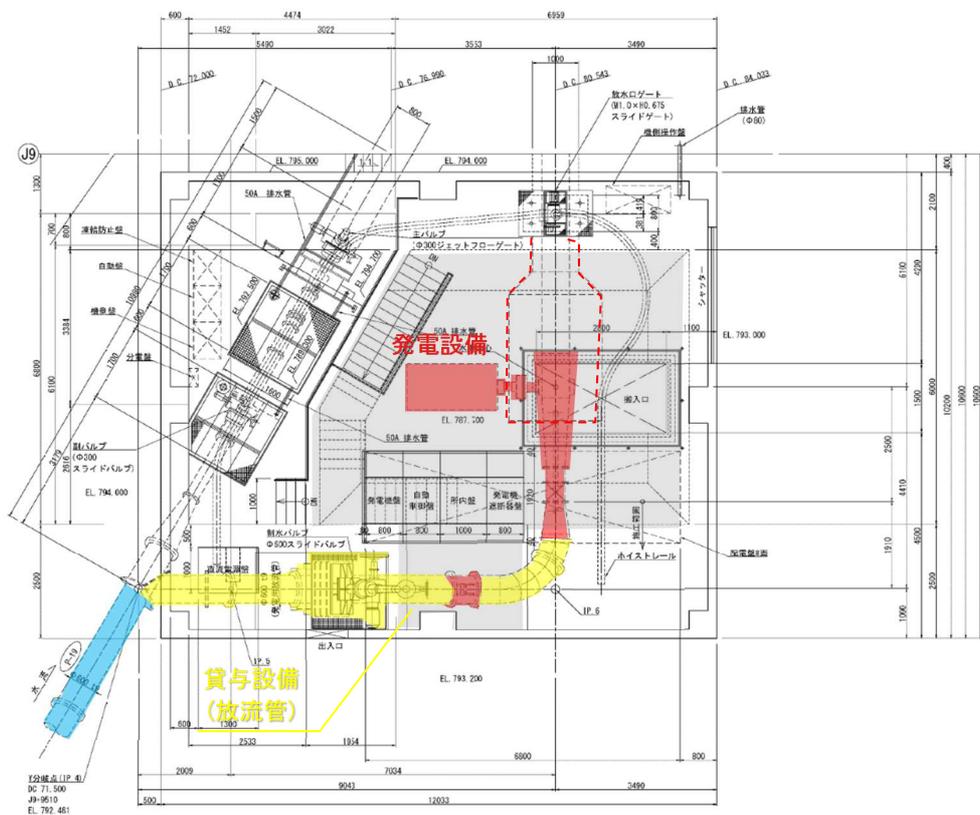


図-2.7 放流バルブ室内関連施設(地下階)

(8) 工期

工期の終期は応募者の提案による。ただし、令和7年3月11日（火）を超えないものとする。

また、県が想定する標準的な工程を表-2.6に示す。

表—2.6 事業計画（参考）

		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
工事	発注	→★				
	調査・設計		→			
	工事				→	
	運転開始					→
諸手続き	FIT		事前協議	→◆→★		
	河川法		◆→★			

◆：申請 ★：契約・認可・許可

3 工事に関する要求事項

(1) 施設に関する要求事項

ア 共通項目

- (ア) I o TやA Iなど最先端技術を用いて保守管理に優れた設備とすること。
(例) 映像解析技術を活用した異状監視・自動制御による維持管理向上。従来
にない振動・温度センサーと解析技術を用いた予防保全対策。V R技術を
活用した操作マニュアル閲覧、故障対応支援など。
- (イ) メンテナンスフリー化などを図り、維持管理コストの低減に配慮した構造と
すること。
- (ウ) FIT 制度新設区分の適用が可能な全更新を行うこと。
- (エ) 既存施設（ダム施設等）の機能・構造に障害を及ぼさないように更新・改修・
補修を行うこと。
- (オ) 最先端の技術を用いて操作油・潤滑油を可能な限り用いない設備とすること。
またやむを得ず油を使用する機器を使用する場合は、外部への漏油流出防止対策
を講ずること。
- (カ) 設備は、冬季の降雪・凍結対策を十分考慮すること。
- (キ) 発電所基礎（ダム堤体の一部）の改修は、新たに設置される機器から作用する
荷重に十分耐えうる構造とすること。
- (ク) 保守性を十分考慮した上で、機器選定、機器構成及び機器配置を行うこと。
- (ケ) 災害時における所内電源等の確保を目的として、自立運転が可能なこと。
また、停電時には自動で自立運転を行う機能を有すること。
- (コ) 大規模停電時等の非常時に豊丘ダム管理棟への電源供給（負荷は最大で 150kW
程度を想定）を可能とすること。なお、電源供給は非常時に限定されるので、平
常時はインターロックにより確実に分離すること。
また、災害時における所内電源等の確保や外部給電を目的とした、自立運転が
現場及び遠方で起動可能なこと。また、将来の地域マイクログリッドを想定した
設備とすること。
- (サ) 本工事で新たに設置する設備と建設部等の既存設備との取り合い、改修等につ
いては、事業者が責任を負うものとする。
- (シ) 提案事項については、設計・施工請負契約書（案）の規定に基づき、事業者
に履行義務が発生する。
- (ス) 既設設備の各種調査により提案内容に変更が生じた場合、基本的に契約変更の
対象としないが、地質等、現状では確認できない不可視部分については、合理的
な理由であると県が認めた場合は変更協議の対象とするので、応募者の技術的知
識と経験に基づき、条件を想定（提案書に明示）して、施工方法を提案すること。

イ 監視制御

- (ア) 制御装置は、中央制御所（企業局川中島庁舎内）から遠方監視制御を行える設備とすること。監視項目は、すべての運転状況・測定項目（各電力量及び豊丘ダム関連諸量を含む）とすること。制御項目は、主機・遮断器・開閉器・その他必要な各機器の機器操作及び制御モード切替、並びに発電使用水量の数値制御とする。発電使用水量の数値制御については、オ（ウ）に記載のとおり想定している。
- (イ) 中央制御所の次世代運転監視制御ネットワークシステムとの接続については Web サーバを本工事で設置し、LAN による接続を行うこと。ただし、次世代運転監視制御ネットワークシステムの改修は、本工事の対象外とする。
- (ウ) 発電機の運転は最大使用水量及び最大出力を超えないよう抑制する機能を有すること。
- (エ) 発電機の起動停止時における発電所下流河川の急激な水位変動がないこと。

ウ 水車・発電機ほか

- (ア) 発電所諸元の各種条件を考慮し、最適な水車形式を選定すること。
- (イ) ダム放流量のうち、最大 0.40 m³/s の発電使用水量を利用して発電を行う。また、年間を通して大きな落差の変動がある。（標準ダム水位運用計画 図-2.3 参照）。これらの要素を考慮し、効率がよく年間の発電量が最大となるとともに水車に壊食が極力発生しないように、最新の知見に基づいて水車及び発電機を設計すること。（例：発電機の可変速化等）
- (ウ) 負荷遮断等による応力並びに経年使用による金属疲労、摩耗及び腐食などに対し、設備が損壊しない強度を確保すること。
- (エ) 水車の材質は、耐摩耗性に考慮したものとする。
- (オ) 流量計は、水圧管の埋設箇所や曲がりが多い状況を考慮したうえで、利水流量を確実に確保できる精度を有すること。
- (カ) 配管はステンレス管を基本とし、鋼管等との接続がある場合は電蝕対策を行うこと。
- (キ) 配電線への落雷による雷サージ及び開閉器の開閉サージに対し、十分な絶縁強度を有すること。
- (ク) 水車（ケーシング、ガイドベーン又はニードル、ランナ等）に塵芥が詰まりにくい構造とすること。また、容易に除塵ができる構造にすること。
- (ケ) ガイドベーンやニードルのゴミ詰まり対策としてあおり運転の機能を持たせること。

エ 配電盤開閉装置ほか

- (ア) 保護装置は、発電所内部の事故が系統へ波及しない設備とすること。

- (イ) 送電周波数は 60Hz とする。
- (ウ) 主回路機器他は、雷サージ及び開閉サージによる設備破損が生じないように、必要な箇所にアレスタ等を設置すること。
- (エ) 電力系統への事故の波及及び損傷設備の拡大を防止するため、必要な箇所に遮断器を設置すること。
- (オ) 使用水量は本工事で更新する流量計により制御するものとするが、当該流量計が故障した場合のバックアップ機能を有すること。
- (カ) キュービクル内にスペースヒータを設置する場合、温度・湿度スイッチを設置すること。
- (キ) 各装置の据付は十分な耐震強度を有すること。
- (ク) 接地極について、既設流用も可能であるが、必要な基準値を満足すること。
- (ケ) 配電盤開閉装置等の更新にあたり、既存設備に実装されているダム用設備については独立した設備に分離すること。詳細は別途協議による。

オ 建設部設備

- (ア) 受電設備は「1 需要設備 1 受電」の原則に基づき、発電所用設備とダム用設備を分離することを基本とする。既存受電系統設備を発電所用に更新し、ダム用設備を新たに設置すること。また、建設部が実施するダム管理棟受電設備の改修と同調することとし、受電設備の基本設計を令和 4 年度中に完了すること。
- (イ) 発電所とダムとの関連情報を確実に伝送すること。また、建設部が実施するダム諸量装置の改修と工程調整すること。

(想定される伝送項目)

発電所からダム：発電使用水量、発電所運転・停止・故障情報
 ダムから発電所：発電使用水量指示値、ダム水位、ダム流入量、
 ダム放流量

(想定される発電使用水量制御)

ダムから発電所：発電使用水量指示値受信
 発電所から制御所：指示値受信の旨、送信
 制御所から発電所：変更許可信号
 発電所：発電使用水量指示値を設定値に置換え

カ その他設備

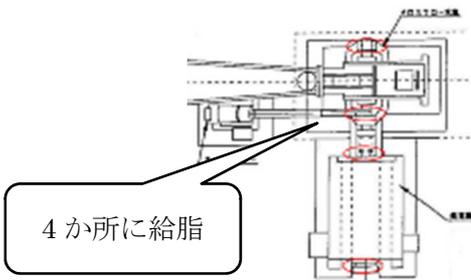
- (ア) 主要設備の状態監視及び防犯のため、企業局川中島庁舎及び北信発電管理事務所から遠隔監視可能な監視カメラを設置すること。
- (イ) 発電所には、県が整備する光ネットワーク（企業局ネットワーク）に接続する無線 LAN アクセスポイントを設置すること。

(ウ) 地域住民や見学者等向けに、豊丘ダムの公園に発電所の概要や現在の発電量を
示し、自然エネルギーに関して学習できるような設備を設けること。

(2) 更新・改修施設に関する技術提案事項

発電所改修において課題となる事案について表-3.1に示す。工事に当たっての対応策を提案すること。

表-3.1 課題一覧

対象機器	課題
ダム水位運用幅	<p>豊丘ダムの水位運用幅が大きく、既存水車では運用できないダム水位帯（常時満水位以上）があることから、完全従属となる流量の有効活用に支障がある。</p>
狭い敷地	<p>水車発電機が設置される豊丘ダム発電所兼バルブ室は、ダム直下に位置し周りを工作物に囲まれているため、周辺に利用できるスペースが著しく少ない。また、発電所兼バルブ室内も既存設備が配置されており新規設備の設置スペースが少ないため、コンパクトな設備が求められる。</p> <p>予備品や図面等を保管できる所内スペースあるいは倉庫等の場所がない。</p>
受電設備	<p>発電設備とダム需要設備の設置者が異なるため基本的に電気設備を分離する必要があるが、上述の通り設備設置のためのスペースに限りがある。また、大規模停電時等の非常時に豊丘ダム管理棟に電力を供給することから受電設備の設計にあたっては、電気事業法を遵守したコンパクトで利便性の高い設備が求められる。</p>
軸受の給脂	<p>県が所管する他の発電所において、水車発電機軸受の給脂作業は温度上昇を見ながら徐々に行うため半日程度の時間がかかり、設備管理上大きな手間になっているものがある。</p> 
ガイドベーン サーボ	<p>県が所管する他の発電所において、圧油サーボからの漏油が多いものがある。また電動サーボについてはトラブルが多く、故障した際には現場での分解点検ができないため、修理に時間を要すること</p>

	が課題となっている。
塵芥	<p>当該発電所は小水力発電所であるため、水車の形状によっては塵芥が詰まることが懸念される。また県が所管する他の発電所ではケーシングの点検孔が小さく、塵芥除去の際に手間がかかっているものがある。(参考：高遠発電所)</p> 
スクリーン	<p>取水口スクリーンに船でしかアクセスできないため、除塵が困難である。また、既存スクリーンの間隔が広く除塵効果が小さい。</p> <p>上記塵芥対策を含め、保守の簡略化がなされる提案が求められている。</p>
発電所周辺道路	<p>発電所周辺道路は一部未舗装区間があるなど、アクセス道路として安定的に利用することに懸念がある。</p>

(3) 調査・設計に関する要求事項

事業者は、付属資料・既存調査結果等を確認のうえ、必要に応じて、本工事の遂行に必要な測量調査、地質調査、設備診断調査等（以下「各種調査」という。）を立案し、実施すること。また、更新・改修・補修工事を行うために必要な設計業務を行うこと。

設計業務においては、施設規模、設備配置、更新・改修・補修に係る検討、各設備の構造検討、仮設備計画、設備容量の検討、設計計算、工程計画、その他必要な設計を行い、設計図面を含む設計図書を作成すること。

ア 申請・届出、関係法令の諸手続き

本工事に関する以下の許認可または届出等の手続きに必要な書類作成を行い、県の要請に応じて関係機関協議に同席すること。

- (ア) 河川法手続き
- (イ) FIT 設備認定
- (ウ) 一般送配電事業者との接続契約に関する書類
- (エ) 工事計画届
- (オ) その他工事に当たって必要な認可または届出等

イ 調査・設計業務完了に係る提出書類

事業者は、設計業務の完了時に県へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出

物に係る様式は別途協議による。

- (ア) 各種調査報告書
- (イ) 設計検討報告書
- (ウ) 設計計算書
- (エ) 設計図面
- (オ) 要求性能確認報告書

(4) 工事に関する要求事項

事業者は、詳細設計内容に基づき、県の承認を得た上で工事を行い、事業者の責任において本工事対象施設の能力及び性能を確保すること。なお、施工において、対象施設以外の施設を破損した場合は、管理者の承認を得て原形復旧すること。

ア 工事開始に伴う要求

(ア) 近隣調整及び準備作業

事業者は、県と調整のうえ、着工に先立ち関係者との調整及び準備作業等を十分に行い、工事の円滑な実施と関係者の理解、安全を確保すること。

(イ) 工事期間中の仮設ヤード等の整備

事業者は、施工計画書にて現場事務所及び仮設ヤード等を明らかにすること。また、本事業用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合、事業者の費用により用地を確保し、管理すること。

(ウ) 工事期間中のダムの放流について

下流に水道取水があり、河川利水放流量を常時確保する必要があるため、建設部が管理している放流バルブ設備からの放流が可能な状態を保持することを原則とする。

(エ) 下流利水者等との協議

事業者は、県と下流利水者等が行う事業計画協議を反映した施工を計画すること。特に水道供給に影響する作業はその期間を最小限とすること。

《現時点で判明している制約》

- a 須坂市：需要増大時期(夏季(5月～10月)及び長期の休日(お盆、年末年始、GW等))
- b 地元区：かんがい期(5/10-9/10)
- c 千曲川漁業協同組合：解禁期(2/16-9/30)

(オ) その他事項

本工事に必要な電力、上下水道、通信等は、事業者の責任と費用によるものとし、関係機関(電力会社、上下水道・通信事業者等)と契約し、これらを管理すること。また発動発電機等の仮設物類を設置する場合も、自ら調達し、管理すること。

イ 工事施工中に伴う要求

- (ア) 県は、発電所の建設や学びの場として施工中に発電所見学会を開催する。
それに伴い、事業者は県の補助（会場準備や施設の説明）をすること。

ウ 工事完了に伴う要求

(ア) 試運転の実施

事業者は、各種検査前において、機器調整及び無水・有水試験を概ね令和7年3月11日までに十分な余裕を持って実施すること。その後、試験運転（連続運転）期間を経て、FIT制度による売電は令和7年4月1日からを予定している。

(イ) 使用前自主検査・使用前自己確認

事業者は、県が実施する使用前自主検査及び使用前自己確認について協力すること。

(ウ) 河川管理者が行う検査

県が水利使用規則に基づく河川管理者の検査を受けなければならない場合、事業者は検査に必要な資料の調製・整理を行い、県が受験する検査に参加し、検査補助を行うこと。

(エ) 工事完了に係る提出書類

事業者は、本工事の完成に際しては、土木工事共通仕様書（長野県建設部）に定められたもののほか、下記の内容を含むしゅん工図書を提出すること。

なお、しゅん工図書は、紙媒体3部、電子媒体2部提出すること。ただし、「3項(1)オ」で要求している建設部設備については建設部分の紙媒体3部のしゅん工図書を追加で提出すること。

a しゅん工図

（単線結線図、三線結線図、制御フロー図、シーケンスラダー図を含む）

b 機器取扱説明書・運転操作・点検マニュアル・巡視チェックリスト及び性能保証書

c 検査試験成績表

d 性能試験成績書

e 施設設備台帳

(オ) 予備品等

事業者は、メンテナンス上必要な特殊工具、予備品及び消耗品を提案し、引渡し前に具備すること。

また、操作や保守点検等のマニュアルを作成し、必要事項について引渡し前に説明する機会を設けること。

(5) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項

事業者は、募集要項記載の関係法令、規程、要綱、基準、関係仕様書等の最新版が定める内容を遵守すること。(ただし、海外規格を使用する場合やコストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ事業者が要求内容の変更を県へ提案し、県の承認を得られたものは除くので、事業者は、技術提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本事業の実施に当たり支障の生じないことを客観的に説明する資料を提出すること。)

4 その他

(1) 秘密の保持

事業者は、本工事により知り得た一切の情報を、第三者に開示、漏洩または本工事以外の目的に使用してはならない。ただし、予め県の承諾を得た場合はこの限りではない。